

## 10. 大津市歴史博物館観覧料の徴収等に関する規則（平成 19 年施行）

平成 2 年 9 月 17 日

規則第 59 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、大津市歴史博物館（以下「博物館」という。）の常設展示及び特別展示の観覧料の徴収等について必要な事項を定めるものとする。

（観覧券の発行）

第 2 条 大津市歴史博物館条例（平成 2 年条例第 1 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の観覧料は、常設展示及び特別展示ともそれぞれ観覧券を発行して徴収するものとする。

（観覧料の減免）

第 3 条 条例第 7 条の規定により観覧料を減免する場合及びその額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する小学校若しくは中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、教育課程の一環として教職員に引率されて常設展示を観覧する場合 全額
  - (2) 博物館が開催する特別展示を観覧料を納付して観覧した者が、引き続き常設展示を観覧する場合 全額
  - (3) 市長が特に理由があると認めた場合 その都度市長が定める額
- 2 前項に規定する減免を受けようとする者は、所定の減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、前項第 2 号の規定により減免を受ける場合は、この限りでない。

（平 19 規則 34・一部改正）

（観覧料の還付）

第 4 条 条例第 8 条ただし書の規定により観覧料を還付する場合及びその額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 天災地変その他観覧しようとする者の責めに帰することができない理由により観覧できない場合 全額
- (2) 管理運営上の都合により観覧できない場合 全額
- (3) 市長が特に理由があると認めた場合 その都度市長が定める額

（観覧料の後納）

第 5 条 次の各号に掲げる場合には、博物館の常設展示又は特別展示の観覧料を観覧後に納付することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体の職員が公の目的で観覧する場合
- (2) 国、地方公共団体その他公共団体若しくはこれらの機関又は公共的団体が主催する事業の一環として観覧する場合
- (3) 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条の規定による登録を受けた者との観覧に係る契約に基づき観覧させる場合
- (4) 市長が特に必要があると認める場合

（特別観覧券）

第 6 条 条例第 4 条第 4 項の特別観覧券は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 特別展示前売観覧券
  - (2) 招待券
  - (3) 優待券
  - (4) 定期券
- 2 特別展示前売観覧券は、市長が博物館の事業上必要と認めるときに発行するものとする。
- 3 招待券は、博物館資料の提供者等市長が博物館の事業上特別の理由があると認める者に対して発行するものとする。
- 4 優待券は、市長が博物館の運営上必要と認める関係機関の者に対して発行するものとする。
- 5 定期券は、券面に氏名を記載されている者が、その発行の日から 1 年を経過した日の属する月の末日までの間、特別展示及び常設展示とも観覧できるものとする。なお、定期券は再発行しないものとする。

（平 7 規則 43・一部改正）

付 則

この規則は、平成 2 年 10 月 28 日から施行する。

附 則(平成 7 年 6 月 15 日規則第 43 号)

この規則は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 34 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。